



マイナンバーカードを健康保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

### STEP1.

#### マイナンバーカードを申請

##### ■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



### STEP2.

#### マイナンバーカードを健康保険証として登録

##### ■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



## マイナンバーカードを使うメリット

### より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

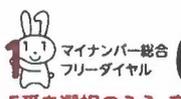
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

### 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

## 大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある健康保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、**医療機関・薬局等を受診することができます。**
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認の上**、期限切れにご注意下さい。  
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。  
マイナポータルでも確認できます。



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分  
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカード  
の健康保険証利用に  
についてもっと知りた  
い方はこちら



ひと、くらし、みらいのために

**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

⚠️ご注意ください！

(令和6年10月時点)

# 令和6年12月2日から 現行の健康保険証は 発行されなくなります

※令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最大1年間有効です

とっても  
カンタン！

## 医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

### 受付



マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。

カードリーダーで  
マイナンバーカードを  
保険証として登録  
できます！



マイナンバーカード

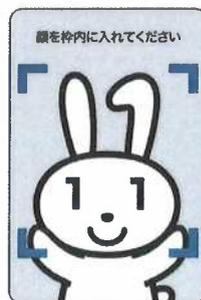


2

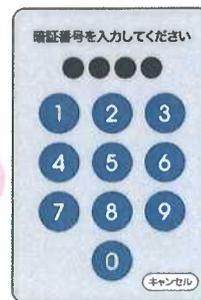
### 本人確認

顔認証または  
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

### 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

過去の情報を  
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報  
を当機関に提供することに同意し  
ますか。  
この情報はあなたの診療や健康管  
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)  
過去の情報を  
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す  
ることに同意しますか。  
この情報はあなたの診療や健康管  
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

4

### 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

# 健康保険証は 12月2日以降 新たに発行されなくなります

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。  
その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を  
基本とするしくみに移行します。  
ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。

## マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



## よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。  
保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、現行の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。  
待合スペース等にご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で  
受診したいときはどうすればいいの？

  
詳しくは裏面に

# マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

## マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

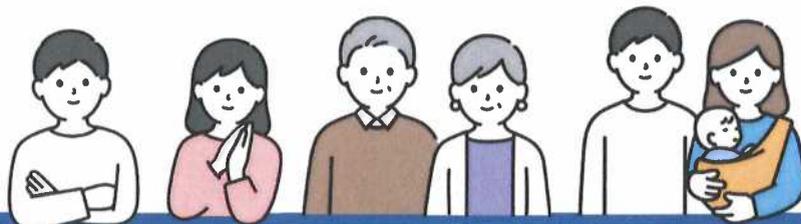
〇〇都道府県	有効期限	年	月	日	
国民健康保険	発効期日	年	月	日	
資格確認書					
記号	番号	(枝番)			
氏名	性別				
生年月日	年	月	日	負担割合	割
適用開始年月日	年	月	日		
交付年月日	年	月	日		
世帯主氏名					
住所					
保険者番号					
交付者名					印

- ※ 保険者によって様式・発行形態が異なります
- ※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- **マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、現行の健康保険証の有効期限がきる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします。ご自身での申請は不要です。**
- マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)
- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- 後期高齢者医療制度の被保険者は、2025年7月末までの暫定的な運用として、**現行の健康保険証が失効する方に資格確認書を無償で申請によらず交付します。**そのため、当分の間、申請は不要です。

## 移行後もお安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなくても、**医療費が10割負担になることはありません。**



マイナンバー  
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分  
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカード  
の保険証利用について  
もっと知りたい方は  
こちら



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare